

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
特定社労士をしながら、さいたま地裁の労働審判員として、多くの労働審判に携わった。(元労働審判員)

河原社会保険労務士事務所 河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/



**パート労働者、正規労働者に対して日曜日に仕事をさせるとき
割増賃金の取り扱いをどうするか**

今回は、顧問先から休日に働かせる場合にどんなことに注意を払えばよいかという問い合わせに対して、次のような回答を作成しました。

1. パート労働者について

日	月	火	水	木	金	土
休み	6時間	6時間	8時間	休み	休み	休み

上記のように、勤務の割り振りができていました。

時給 1,000 円

3 日間で 20 時間の労働を普段しているとします。

①法定休日を、日曜日と特定している企業の場合。日曜日に 5 時間労働をさせた場合の賃金の支払いは→ 5 時間×1,000 円×1.35=6,750 円支払わなければなりません。

②法定休日を特定しない場合は、

日曜日に 5 時間労働をさせると支払いは→ 5 時間×1,000 円=5,000 円となります

ここで、休日については、木、金、土が休みですので、休日は確保されていることとなります。

2. 労基法(休日)

第 35 条 使用者は、労働者に対して、毎週少くとも一回の休日を与えなければならない。

② 前項の規定は、四週間を通じ四日以上以上の休日を与える使用者については適用しない。

まず、35 条の 1 項目について「毎週少くとも一回の休日」を解説します

以下のようなシフトを考えると、

日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
休み	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	休み

毎週少なくとも 1 回休日が確保されています。連続して 12 日労働をすることができます。

また、6 日目と 7 日目は、既に休日が確保されているので、25%、35%の割増賃金額を支払う必要がありません。つぎに、2 項目めを考えます

ある月のカレンダー 日 月 火 水 木 金 土

1 2 3 4 5 6 7

8 9 10 11 12 13 14

15 16 17 18 19 20 21

22 23 24 25 26 27 28

4 週を通して、4 日間の休日(水 4、木 5、金 6、土 7)が確保されますので

指定すると、土曜、日曜は 25%、35%を加算する必要はないです。

3.月給制の従業員について(2022.9月号の再確認)

休日に仕事をする場合

基本給(月給) 30万円、通勤手当 5,000円、家族手当 5,000円の合計31万円です。

・割増賃金については、12月で365日ありますので、

$$1\text{月当たりの日数は、}\frac{365}{12}=30.42\text{日}$$

$$7\text{日:}40\text{時間}=30.42\text{日:}\alpha\text{時間}$$

$$\alpha=\frac{40}{7}\times 30.42=173.8\text{時間}\longrightarrow 1\text{カ月の労働時間}$$

$$\text{割増し賃金の単価}=\frac{30\text{万円}}{173.8\text{時間}}=1,726\text{円}$$

1時間当たりの単価は、1,726円になります。

・ この飲食店は、日(法定休日)と月が休みにで、^{きびろく}36協定を締結している

・ 2022年 7月

日	月	火	水	木	金	土
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	1	2	3	4	5	6

1. 同一週内での処置する場合

① 24日の日曜日に労働をさせて、26日の火曜日を代休にする。

$$24\text{日の分は、}1,726\text{円}\times 8\text{時間}\times 1.35=1,726\text{円}\times 8\text{時間}\times (1+0.35)$$

$$=1,726\text{円}\times 8\text{時間}\times 1+1,726\text{円}\times 8\text{時間}\times 0.35$$

26日の賃金分 24日(日)の割増し分 4,833円

→ このやり方だと、31万円+4,833円を従業員に支払うことになる。

② 事前に振り替える。

24日(日)、26日(火)



7月分の従業員に支払う賃金は、いつもの31万円のみになります。

③ 24日の日曜日に労働をさせて、26日の火曜日には働かせる。

$$\longrightarrow 7\text{月分の賃金 }31\text{万円}+24\text{日の分}(1,726\text{円}\times 8\text{時間}\times 1.35)$$

$$31\text{万円}+1\text{万 }8,641\text{円の支払いになります。}$$

2.翌週に振り替える。 事前に、18日は、労働日に、26日の火曜日は休みにすると、

18日に労働をさせると、18日の労働はその週の時間外労働になります。

$$1,726\text{円}\times 8\text{時間}\times 1.25=1,726\text{円}\times 8\text{時間}\times (1+0.25)$$

$$=1,726\text{円}\times 8\text{時間}\times 1+1,726\text{円}\times 8\text{時間}\times 0.25$$

26日分

時間外の割増賃金分

$$=26\text{日分}+3,452\text{円}$$

→ 31万円+3,452円の支払いになります。